

## 緊急事態措置期間を5月31日まで延長



兵庫県もあらん限りの力を出して事態収束に取り組みます  
感染者の発生を抑え込むため、引き続きご協力をお願いします

県民の皆さん、事業者の皆さんには、すでに多くのご協力をいただいておりますが、引き続き、5月31日まで接触機会の8割削減に向け、ご協力をお願いします。

### 県民の皆さんへ

- ▶ 外出を控え、自宅で過ごしてください。
- ▶ 人口密集地域との往来や、県境を越えた移動は控えてください。
- ▶ 公園等では、人と人の距離を取ってください。
- ▶ スーパー、商店街等へ行く際は、混雑時の利用や家族連れなど大人数での来店を避けてください。

### 事業者の皆さんへ

- ▶ 遊興施設、遊技施設、映画館など休業要請等の対象施設は、引き続き休業にご協力をお願いします。
- ▶ 在宅勤務やテレビ会議などにより通勤を抑制し、「通勤者数の7割削減」をお願いします。
- ▶ スーパー、商店街等では、混雑時の適切な入場制限やレジ前の並び位置の指定等、人と人の距離を確保してください。

兵庫県知事

井戸敏三

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針（主なもの）

主な支援策の内容や問い合わせ先は裏面を確認してください。

### 医療体制

- 重症者・軽症者・無症状者への対応  
病床は509床、軽症者や無症状者が療養する宿泊施設は700室超を確保しました。引き続き、重症者の入院医療に支障を生じさせない取り組みを推進します。
- 検査体制の強化  
現在、検査体制は確保できていますが、民間委託の推進等により検査件数のさらなる増加を図ります。濃厚接触者のうち重症化の恐れのある人には、きめ細かな健康観察を行い、症状が表れると速やかに検査をします。

### 事業者への休業要請等

- 遊興施設等の休業等  
遊興施設、運動・遊技施設等については、5月31日まで休業を要請しています。
- 社会生活を継続する上で必要な施設の事業継続  
医療施設、スーパー・コンビニ等の生活に必要な施設等には事業継続を要請しています（飲食店の営業は5時から20時までの間とし、酒類の提供は19時まで）。

### 社会教育施設・県立都市公園等

- 県立美術館、芸術文化センター等は5月31日まで休館します（屋外施設と付随する駐車場の利用は可）。
- 県立都市公園は開園しますが、屋内施設、運動施設、公園遊具は5月31日まで閉鎖します。県が管理する河川・ダム・海岸等も5月31日まで駐車場の閉鎖や利用自粛の看板の設置により利用を制限します。

### 事業活動への支援等

- 休業要請事業者経営継続支援金  
国の持続化給付金に加え、県・市町協調により支給手続きを進めます。
- 中小企業融資制度  
中小企業に対する利子・保証料の軽減を行う融資制度を新設しました。
- 持続化給付金の活用  
ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者への支援を行います（限度額 法人：200万円、個人事業者等：100万円）。

## ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金

医療従事者を支えるための基金です。皆さんのご協力をお願いします。

### 寄付金の振込窓口（名義は「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」）

金融機関名	口座番号	金融機関名	口座番号
三井住友銀行 兵庫県庁出張所	普通3292123	兵庫県信用農業協同組合連合会 本店	普通0017207
みなと銀行 本店営業部	普通1979831	ゆうちょ銀行	00940-8-197420
但馬銀行 神戸支店	普通9861288	※詳細は県ホームページを確認してください	

※神戸市内の医療従事者の皆さんへの支援は、「こうべ医療者応援ファンド」への参画をお願いします

最新情報、主な支援策、問い合わせ先などは県ホームページを確認してください。



兵庫県

# 新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援について

各支援には一定の要件や限度額等があるため、詳細やその他の支援策についてはホームページを確認してください



		概要	対象	問い合わせ先
個人・世帯向け	給付	<b>特別定額給付金</b> <b>給付額</b> 給付対象者1人につき10万円 (市町に郵送またはインターネットで申請)	令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている人	総務省特別定額給付金コールセンター ☎(0120) 260020
	貸付	<b>生活福祉資金</b> ①緊急小口資金 <b>限度額</b> 10万円以内(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内) ②総合支援資金(生活支援費)※貸し付けは原則3カ月以内 <b>限度額</b> 単身世帯:月額15万円以内 複数世帯:月額20万円以内	①休業などで収入が減り、一時的な資金が必要な人 ②減収、失業などで生活の立て直しが必要な人	各市町の社会福祉協議会 ※制度内容については厚生労働省相談コールセンター ☎(0120) 461999 または県地域福祉課 ☎078 (362) 3181
		<b>離職者生活安定資金融資制度</b> <b>限度額</b> 1件当たり50万円 ※保証料補助制度あり	解雇等で失業した人、求職活動中の人等	県労政福祉課 ☎078 (362) 3362
	<b>兵庫県営住宅の提供</b> ①300戸(入居は原則1年以内(延長可)) ②100戸(利用は緊急事態措置の実施期間終了日まで)	①解雇や離職等で住宅を失った人 ②インターネットカフェの休業要請により居所を喪失した人	①県住宅管理課 ☎078 (230) 8470 ②県住宅管理課 ☎078 (230) 8459 ☎078 (230) 8460	
	<b>兵庫県住宅供給公社賃貸住宅の提供</b> (15団地 250戸) <b>入居期間</b> 基本6カ月(当初2カ月無料、その後4カ月間2割引(割引は3年まで延長可)) <b>募集</b> 9月30日まで(先着順で入居)	解雇・減給等された人	神戸・阪神地区(明舞北住宅除く): 公社住宅募集センター ☎078 (232) 9505 東・中播磨地区(明舞北住宅含む): 播磨・明舞管理事務所 ☎078 (912) 4110	
住宅	<b>住居確保給付金</b> <b>支給期間</b> 原則3カ月 <b>支給額例</b> 単身世帯最大4万円(神戸市の場合)	収入減少等により住居を失う恐れがある人	市:各市の福祉担当課へ 町:企業組合労協センター事業団 ☎079 (224) 2188 ※香美町、新温泉町のみ企業組合労協センター事業団但馬地域福祉事務所 ☎0796 (34) 6333	
事業者向け	<b>持続化給付金</b> <b>限度額</b> 法人:200万円 個人事業者等:100万円	原則、ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等	中小企業庁 持続化給付金事業コールセンター ☎(0120) 115570	
	<b>休業要請事業者経営継続支援金</b> <b>限度額</b> ①4月15日の休業要請等の対象施設 中小法人:100万円、個人事業主:50万円 (飲食店および旅館・ホテルは、中小法人:30万円、個人事業主:15万円) ②4月29日から拡大して協力依頼された施設 中小法人:30万円、個人事業主:15万円 ※複数の要請等に対応する場合でも、1事業者当たり上記額が上限	県の休業要請や時間短縮の要請等に応じていただいた事業主のうち、原則、4月または5月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等	休業要請事業者 経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル ☎078 (361) 2281	
	<b>雇用調整助成金</b> <b>助成率</b> 中小企業:5分の4(解雇を行わなかった場合10分の9(最大10分の10)) 大企業:3分の2(解雇を行わなかった場合4分の3) ※上限あり	事業活動の縮小を余儀なくされた中でも雇用の維持を図る事業主 ※雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	兵庫県労働局ハローワーク 助成金デスク ☎078 (221) 5440	
	<b>中小企業融資制度</b> (融資枠を3,600億円から1兆円に拡大) ①新型コロナウイルス感染症対応無利子資金 <b>用途</b> 設備資金、運転資金、借換資金(信用保証付き融資のみ) <b>限度額</b> 3,000万円 <b>融資(据置)期間</b> 10年(5年)以内 ②新型コロナウイルス対策資金 <b>用途</b> 設備資金、運転資金 <b>限度額</b> 2億8,000万円 <b>融資(据置)期間</b> 10年(2年)以内 ③新型コロナウイルス危機対応資金 融資条件は②と同じ(②の別枠として利用可能) ④借換等資金 <b>限度額</b> 2億8,000万円 <b>融資(据置)期間</b> 10年(1年)以内 ⑤経営活性化資金(1週間から10日程度で融資が可能) <b>用途</b> 運転資金 <b>限度額</b> 5,000万円 <b>融資(据置)期間</b> 10年(1年)以内	①原則、前年同月比売上が5%以上減少している個人事業主(小規模事業者に限る)または15%以上減少している中小企業者 ②④⑤は原則、前年同月比売上が5%以上減少している中小企業者等 ③は原則、前年同月比売上が15%以上減少している中小企業者等	県地域金融室 ☎078 (362) 3321	

上記で記載している収入の減少、失業、売上高の減少等については、新型コロナウイルス感染症に関連したものに限定している場合があります。